

第202200316285号
令和5年3月24日

一般社団法人鳥取県建設業協会
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会
一般社団法人鳥取県造園建設業協会
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会
一般社団法人鳥取県電業協会
一般社団法人鳥取県管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県警備業協会
部落解放鳥取県企業連合理事
鳥取県技能士会連合会

様

鳥取県県土整備部技術企画課長
(公 印 省 略)

公益財団法人鳥取県建設技術センター帽子取第2事業所の建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更について (通知)

公益財団法人鳥取県建設技術センター (以下、「建設技術センター」という。) が運営する帽子取第2事業所において、令和5年4月1日以降受入の建設発生土から投棄料が改定されることに伴い、下記のとおり対応することとしたので通知します。

(担当：技術調査担当 山根 電話0857-26-7808)

記

1 建設発生土投棄料の改定内容

(改定前) 令和5年3月31日までの受入残土 1, 350円/m³ (税抜)

(改定後) 令和5年4月1日以降の受入残土 1, 650円/m³ (税抜)

2 建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更

令和5年4月1日以降に搬出する建設発生土については、改定後の投棄料で設計変更する。

(1) 発注者は、令和5年4月1日以降に残土搬出する工事を対象に、別添工事打合せ簿により設計変更について指示する。

(2) 受注者は、発注者からの指示により、令和5年3月31日までに搬出した残土量を確認できる資料 (建設技術センターが発行する残土受入伝票) 及び令和5年4月1日以降に残土を搬出していることが確認できる資料 (令和5年4月1日以降の初回の残土受入伝票) を発注者に提出する。

(3) 発注者は、受注者から提出された資料に基づき令和5年4月1日以降に搬出する残土量を算出し、改定後の建設発生土投棄料で設計変更する。

